

公の施設に係る指定管理者の選考について

施 設 名		滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール		滋賀県立文化産業交流会館	
所 管 課		文化芸術振興課			
現 行 指 定 管 理 者		(公財) びわ湖芸術文化財団			
設 置 年 月		平成10年 4 月		昭和63年 4 月	
所 在 地		大津市打出浜		米原市下多良二丁目	
設 置 目 的		県民が舞台芸術に親しむ機会を提供するとともに舞台芸術の振興および普及を図り、県民の文化の向上に資する。		県の文化の向上と産業の振興を図る。	
施 設 概 要		敷地面積 20,000㎡ 延床面積 29,264㎡ 施設構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上4階、地下2階 <客席規模> 大ホール 1,848席 中ホール 804席 小ホール 323席 <その他施設> リハーサル室、練習室3室、研修室等 <駐車場概要> 敷地面積 9,485㎡ 延床面積 24,666㎡ 施設構造 鉄骨造、地上5階 駐車台数 普通車849台、バス3台程度		敷地面積 21,741㎡ 延床面積 10,561㎡ 施設構造 鉄筋コンクリート造および鉄骨鉄筋コンクリート造、5階建 <客席規模> イベントホール 約2,000席 小劇場 203席 <その他施設> 練習室2室、会議室5室、文化教室、海外旅券窓口等	
管理経費(令7見込額)		1,757,560,000 円		457,320,000 円	
財源内訳	利用料金収入(令7見込額)	416,122,000 円		94,644,000 円	
	指定管理料(令7予算額)	924,459,000 円		319,002,000 円	
	その他収入(令7見込額)	416,979,000 円		43,674,000 円	
指定管理者制度選考方針	経過	平成17年度に指定管理者を非公募、期間は5年間(H18.4.1～H23.3.31) 平成22年度に指定管理者を非公募、期間は5年間(H23.4.1～H28.3.31) 平成27年度に指定管理者を2施設一括として非公募、期間は5年間(H28.4.1～R2.3.31) 令和2年度に指定管理者を2施設一括として公募、期間は5年間(R3.4.1～R8.3.31)		平成17年度に指定管理者を非公募、期間は5年間(H18.4.1～H23.3.31) 平成22年度に指定管理者を非公募、期間は3年間(H23.4.1～H26.3.31) 平成25年度に指定管理者を非公募、期間は2年間(H26.4.1～H28.3.31)	
	方針	県の文化施策に基づく全県的な事業展開を推進するため、引き続き、2施設一括管理とする。 なお、びわ湖ホールについては、令和8年7月から令和10年2月までの約20か月間、大規模改修に伴う休館を予定している。休館中の事業展開については、これまでの当該施設運営で培った専門的な企画力、ネットワークおよびノウハウを豊富に有することが求められ、また、再開館に向けた準備および再開館後の運営を円滑に進める必要があることから、指定管理者の選定は非公募とし、指定管理期間は3年間とする。			
	募集方法	非公募			
	指定単位	2施設一括			
	指定期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間			
備 考		ネーミングライツ募集施設			

施 設 名		滋賀県希望が丘文化公園	滋賀県立青少年宿泊研修所	滋賀県立希望が丘野外活動センター
所 管 課		文化芸術振興課		
現 行 指 定 管 理 者		(公財) 滋賀県希望が丘文化公園		
設 置 年 月		昭和47年4月	昭和47年4月	昭和45年7月
所 在 地		野洲市北桜、辻町、小篠原、大篠原、小堤 湖南市菩提寺、竜王町薬師	蒲生郡竜王町薬師1178 (滋賀県希望が丘文化公園内)	蒲生郡竜王町薬師1178 (滋賀県希望が丘文化公園内)
設 置 目 的		すぐれた自然環境を保護し、活用し、県民にいいの場を提供するとともに、広く県民文化、体育の向上に資するため設置する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき設置する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、野外活動を通じて、青少年の心身の健全な発達を図るため設置する。
施 設 概 要		敷地面積：4,163,297㎡ ＜スポーツ会館＞ 延床面積4,308㎡ 体育室、多目的室、会議室等 ＜その他スポーツ施設＞ 陸上競技場、球技場、野球場、ソフトボール場、テニスコート、草野球場 ＜その他施設＞ 芝生ランド、子ども広場、ピクニックランド、サイクリングロード、駐車場 等	敷地面積：36,335㎡ 延床面積：10,845㎡ ＜本館＞ 宿泊室（宿泊定員360名）、大ホール、研修室、会議室 等 ＜食堂棟＞ 食堂、浴室 等	敷地面積：210,000㎡ ＜野外活動センター＞ 延床面積：1,216㎡ ホール、集会室、クラフト室等 ＜東キャンプ場＞ 第1～第4キャンプ場（計470名収容） ＜西キャンプ場＞ 第5・第6キャンプ場、ロτζジ（計400名収容）
管理経費(令7見込額)		534,740,000 円		
財源内訳	利用料金収入(令7見込額)	154,892,000 円		
	指 定 管 理 料(令7予算額)	345,350,000 円		
	そ の 他 収 入(令7見込額)	34,498,000 円		
指定管理者制度選考方針	経過	平成17年度に指定管理者を3施設一括として非公募、期間は3年間（H18.4.1～H21.3.31） 平成20年度に指定管理者を3施設一括として公募、期間は5年間（H21.4.1～H26.3.31） 平成25年度に指定管理者を3施設一括として公募、期間は5年間（H26.4.1～H31.3.31） 平成30年度に指定管理者を3施設一括として公募、期間は6年間（H31.4.1～R7.3.31） 令和6年度に指定管理者を3施設一括として非公募、期間は1年間（R7.4.1～R8.3.31）		
	方針	公園全体の効率的かつ効果的な運営のため、公園内にある上記3施設は一括して管理する。 当該施設は、令和10年度からPFI方式での事業者による管理運営を開始する予定であるため、指定管理期間を令和8～9年度の2年間とする。 2年間の短期間で広大な公園や多様な園内施設の管理運営が必要となり、長年にわたって当該施設の管理運営実績のある現指定管理者以外では、効果的で適正な運営の確保が難しいほか、PFI事業者への管理運営の円滑かつ確実な移行が必要なため指定管理者の選定は非公募とする。		
	募集方法	非公募		
	指定単位	一括		
	指定期間	令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間		
備 考		当施設のうち青少年宿泊研修所（青年の城）および陸上競技場においては、引き続きネーミングライツパートナーの募集を行う。		

施 設 名			滋賀県立安土城考古博物館		
所 管 課			文化財保護課		
現 行 指 定 管 理 者			(公財)滋賀県文化財保護協会		
設 置 年 月			平成4年4月		
所 在 地			近江八幡市安土町下豊浦6678		
設 置 目 的			地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、郷土の文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって県民文化の向上に資するため設置する。		
施 設 概 要			敷地面積：67,836.5㎡ 〈博物館〉 延床面積5,846㎡ 第1常設展示室、第2常設展示室、企画展示室、特別収蔵庫、セミナー ルーム等 〈屋外展示〉 旧宮地家住宅、旧柳原学校校舎、旧安土巡査駐在所 〈その他〉 近江風土記の丘第1収蔵庫、第2収蔵庫、第3収蔵庫		
管理経費(令7見込額)			186,950,500円		
財源 内訳	利用料金収入 (令7見込額)		32,670,000円		
	指 定 管 理 料 (令7予算額)		134,180,000円		
	そ の 他 収 入 (令7見込額)		20,100,500円		
指定管理者 制度選考方針	経過		平成17年度に指定管理者を非公募、期間は5年間(H18.4.1～H23.3.31) 平成22年度に指定管理者を非公募、期間は5年間(H23.4.1～H28.3.31) 平成27年度に指定管理者を非公募、期間は5年間(H28.4.1～R 3.3.31) 令和2年度に指定管理者を公募、期間は5年間(R 3.4.1～R 8.3.31)		
	方針		令和7年度末で指定管理期間が満了となる当該施設は、今年度秋から令和8年度において開催する「安土城築城450年祭」に向け、県と連動して特別展示等の準備を進めており、来年度に向けて継続して連携する必要があることから、指定管理者の選定は非公募とし、指定管理期間は1年間とする。		
	募集方法		非公募		
	指定単位		単独		
	指定期間		令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間		
備 考			博物館本館2階のセミナールームにおいては、引き続きネーミングライツパートナーの募集を行う。		

施 設 名			滋賀県立長浜ドーム（宿泊研修館を除く）	滋賀県立栗東体育館
所 管 課			スポーツ課	スポーツ課
現 行 指 定 管 理 者			S・NKグループ （（公財）滋賀県スポーツ協会、日本管財（株））	（公財）滋賀県スポーツ協会
設 置 年 月			平成4年6月	平成6年11月
所 在 地			長浜市田村町1320	栗東市上鉤514
設 置 目 的			地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。
施 設 概 要			敷地面積：73,008.32㎡ 建築面積：14,103.38㎡ 延床面積：15,243.54㎡ 施設内容： ＜屋内グラウンド＞ 砂入人工芝 8,880㎡（テニスコート12面分） ＜観客席＞ 1,762席 ＜トレーニング室＞練習室、会議室 ＜屋外グラウンド＞ 8,160㎡（サッカー1面分）、夜間照明設備 ＜屋外テニスコート＞ ハードコート4面	敷地面積：5,581.00㎡ 建築面積：2,919.77㎡ 延床面積：3,201.18㎡ 施設構造：鉄筋コンクリート造2階建 施設内容： アリーナ 1648.40㎡、観客席150席、 トレーニング室90㎡、会議室、 駐車場（30台）
管理経費（令7見込額）			98,451,000円	53,135,000円
	財源 内訳	利用料金収入 （令7見込額）	24,377,000円	15,500,000円
		指 定 管 理 料 （令7予算額）	63,866,000円	31,879,000円
		そ の 他 収 入 （令7見込額）	10,208,000円	5,756,000円
指定管理者 制度選考方針	経過	平成18年度に指定管理者を非公募、期間は3年間 （H18.4.1～H21.3.31） 平成20年度に指定管理者を公募、期間は5年間 （H21.4.1～H26.3.31） 平成25年度に指定管理者を公募、期間は5年間 （H26.4.1～H31.3.31） 平成30年度に指定管理者を公募、期間は6年間 （H31.4.1～R7.3.31） 令和6年度に指定管理者を非公募、期間は1年間 （R7.4.1～R8.3.31）	平成17年度に指定管理者を非公募、期間は2年間 （H18.4.1～H20.3.31） 平成19年度に指定管理者を非公募、期間は3年間 （H20.4.1～H23.3.31） 平成22年度に指定管理者を非公募、期間は1年間 （H23.4.1～H24.3.31） 平成23年度に指定管理者を非公募、期間は1年間 （H24.4.1～H25.3.31） 平成24年度に指定管理者を非公募、期間は1年間 （H25.4.1～H26.3.31） 平成25年度に指定管理者を非公募、期間は1年間 （H26.4.1～H27.3.31） 平成26年度に指定管理者を非公募、期間は1年間 （H27.4.1～H28.3.31） 平成27年度に指定管理者を公募、期間は5年間 （H28.4.1～R3.3.31） 令和2年度に指定管理者を公募、期間は5年間（R3.4.1～R8.3.31）	
	方針	施設の効用を発揮し、県民へのサービスの向上を図るため、能力ある事業者が幅広く参入できるよう公募する。 サービス提供の継続性と安定性、長期契約による経費削減効果を図る必要があるため、指定管理期間は5年とする。	施設の効用を発揮し、県民へのサービスの向上を図るため、能力ある事業者が幅広く参入できるよう公募する。 サービス提供の継続性と安定性、長期契約による経費削減効果を図る必要があるため、指定管理期間は5年とする。	
	募集方法	公募	公募	
	指定単位	単独	単独	
	指定期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日の5年間	令和8年4月1日～令和13年3月31日の5年間	
備 考			ネーミングライツ募集施設	

施 設 名			滋賀県立武道館	滋賀県立アイスアリーナ
所 管 課			スポーツ課	スポーツ課
現行指定管理者			S・NKグループ ((公財)滋賀県スポーツ協会、日本管財(株))	SPNグループ ((公財)滋賀県スポーツ協会、(株)パティネレジャー、 (株)ナショナルメンテナンス)
設 置 年 月			平成5年7月	平成12年11月
所 在 地			大津市におの浜四丁目2番15号	大津市瀬田大江町17-3
設 置 目 的			地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。
施 設 概 要			敷地面積：6,501.36㎡ 建築面積：3,973.85㎡ 延床面積：13,272.20㎡ 施設内容：鉄筋コンクリート造5階建て <剣道場>1,029.5㎡（4面） <柔道場>973.17㎡（3面） <弓道場>131.33㎡（近的10人立） <弓 道>56.86㎡（遠的6人立） <相撲場>272.08㎡（1面） <観覧席>（剣道場250席、柔道場196席、 相撲場50名収容） <会議室> 大会議室、小会議室、研修室等 <屋外駐車場> 110台	敷地面積：25,707.00㎡ 建築面積：6,140.57㎡ 延床面積：7,752.37㎡ 施設構造：鉄筋コンクリート造2階建 施設内容： 屋内アイスリンク 60m×30m、国際規格 アリーナ 1,800㎡ 観客席 固定席1,350席、可動席672席
管理経費(令7見込額)			79,944,000円	130,361,000円
	財源 内訳	利用料金収入 (令7見込額)	28,145,000円	99,927,000円
		指 定 管 理 料 (令7予算額)	44,036,000円	16,970,000円
		そ の 他 収 入 (令7見込額)	7,763,000円	13,464,000円
指定管理者 制度選考方針		経過	平成18年度に指定管理者を非公募、期間は3年間 (H18.4.1～H21.3.31) 平成20年度に指定管理者を公募、期間は5年間 (H21.4.1～H26.3.31) 平成25年度に指定管理者を公募、期間は5年間 (H26.4.1～H31.3.31) 平成30年度に指定管理者を公募、期間は6年間 (H31.4.1～R7.3.31) 令和6年度に指定管理者を非公募、期間は1年間 (R7.4.1～R8.3.31)	平成17年度に指定管理者を公募、期間は5年間 (H18.4.1～H23.3.31) 平成22年度に指定管理者を公募、期間は5年間 (H23.4.1～H28.3.31) 平成27年度に指定管理者を公募、期間は5年間 (H28.4.1～R3.3.31) 令和2年度に指定管理者を公募、期間は5年間（R3.4.1～R8.3.31）
		方針	施設の効用を発揮し、県民へのサービスの向上を図るため、能力ある事業者が幅広く参入できるよう公募する。 サービス提供の継続性と安定性、長期契約による経費削減効果を図る必要があるため、指定管理期間は5年とする。	施設の効用を発揮し、県民へのサービスの向上を図るため、能力ある事業者が幅広く参入できるよう公募する。 サービス提供の継続性と安定性、長期契約による経費削減効果を図る必要があるため、指定管理期間は5年とする。
		募集方法	公募	公募
		指定単位	単独	単独
		指定期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日の5年間	令和8年4月1日～令和13年3月31日の5年間
備 考		ネーミングライツ募集施設		

施 設 名			滋賀県立琵琶湖漕艇場	滋賀県立ライフル射撃場
所 管 課			スポーツ課	スポーツ課
現行指定管理者			(公財) 滋賀県スポーツ協会	N P O法人滋賀県ライフル射撃協会
設 置 年 月			昭和4 6年4月	昭和5 5年5月
所 在 地			大津市玉野浦6-1	大津市大石東町鉾峠
設 置 目 的			地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和3 1年法律第1 6 2号）第3 0条の規定に基づき、スポーツの普及振興を図るとともに、県民の心身の健康づくりに資するため。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和3 1年法律第1 6 2号）第3 0条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。
施 設 概 要			敷地面積：1,803.00㎡ 建築面積：902.09㎡ 延床面積：1,258.90㎡ 占有面積：263,427.85㎡ 施設構造：（管理棟）鉄骨造2階建 （審判塔）鉄骨造3階建 施設内容： ポートコース B級公認 1,000m 6コース カヌーコース 9コース 管理棟（会議室兼宿泊室、艇庫、 トレーニング室、更衣室、浴室） 審判塔（審判室）	敷地面積：15,060.00㎡ 建築面積：637.76㎡ 延床面積：806.27㎡ 施設構造：鉄骨造2階建 施設内容： エアライフル射撃場 16射座 ビームライフル射撃場 7射座 スモールボアライフル射撃場 26射座
管理経費(令7見込額)			51,277,000円	380,000円
財源 内訳	利用料金収入 (令7見込額)		11,417,000円	150,000円
	指 定 管 理 料 (令7予算額)		31,535,000円	0円
	そ の 他 収 入 (令7見込額)		8,325,000円	230,000円
指定管理者 制度選考方針	経過		平成17年度に指定管理者を公募、期間は5年間 (H18.4.1～H23.3.31) 平成22年度に指定管理者を公募、期間は5年間 (H23.4.1～H28.3.31) 平成27年度に指定管理者を公募、期間は3年間 (H28.4.1～H31.3.31) 平成30年度に指定管理者を非公募、期間は1年間 (H31.4.1～R2.3.31) 令和元年度に指定管理者を非公募、期間は1年間 (R2.4.1～R3.3.31) 令和2年度に指定管理者を公募、期間は5年間 (R3.4.1～R8.3.31)	平成17年度に指定管理者を非公募、期間は5年間 (H18.4.1～H23.3.31) 平成22年度に指定管理者を公募、期間は5年間 (H23.4.1～H28.3.31) 平成27年度に指定管理者を公募、期間は5年間 (H28.4.1～R3.3.31) 令和2年度に指定管理者を公募、期間は5年間 (R3.4.1～R8.3.31)
	方針		施設の効用を発揮し、県民へのサービスの向上を図るため、能力ある事業者が幅広く参入できるよう公募する。 サービス提供の継続性と安定性、長期契約による経費削減効果を図る必要があるため、指定管理期間は5年とする。	施設の効用を発揮し、県民へのサービスの向上を図るため、能力ある事業者が幅広く参入できるよう公募する。 サービス提供の継続性と安定性、長期契約による経費削減効果を図る必要があるため、指定管理期間は5年とする。
	募集方法		公募	公募
	指定単位		単独	単独
	指定期間		令和8年4月1日～令和13年3月31日の5年間	令和8年4月1日～令和13年3月31日の5年間
備 考				ネーミングライツ募集施設

施 設 名			滋賀県立伊吹運動場	滋賀県立柳が崎ヨットハーバー
所 管 課			スポーツ課	スポーツ課
現行指定管理者			(公財) 伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	SSグループ ((公財)滋賀県スポーツ協会、NPO法人滋賀県セーリング連盟)
設 置 年 月			昭和54年4月	平成8年11月
所 在 地			米原市春照105	大津市柳が崎1-2
設 置 目 的			地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、スポーツの普及振興を図るとともに、県民の心身の健康づくりに資するため。
施 設 概 要			敷地面積：10,130.00㎡ 建築面積：459.45㎡ 延床面積：664.27㎡ 施設構造：鉄筋コンクリート造1階建 他 施設内容： 人工芝グラウンド 6,970㎡ 11人制1面（6人制3面） 管理棟（本部室、多目的室、器具庫、更衣室、シャワー室） 観客席（約500人）	敷地面積：7,737.73㎡ 建築面積：2,633.83㎡ 延床面積：5,939.26㎡ 施設構造： （管理棟）木造2階建 （第1艇庫）鉄筋コンクリート造3階建 （第2艇庫）木造平屋建 施設内容： 管理棟（事務室、会議室） 第1艇庫（1階8室198艇、2階8室119艇、駐車場95台） 第2艇庫（290.66㎡）
管理経費(令7見込額)			4,591,000円	19,149,000円
財源内訳	利用料金収入 (令7見込額)	1,950,000円	18,197,000円	
	指定管理料 (令7予算額)	2,012,000円	0円	
	その他収入 (令7見込額)	629,000円	952,000円	
	経過	平成17年度に指定管理者を非公募、期間は2年間（H18.4.1～H20.3.31） 平成19年度に指定管理者を非公募、期間は3年間（H20.4.1～H23.3.31） 平成22年度に指定管理者を非公募、期間は1年間（H23.4.1～H24.3.31） 平成23年度に指定管理者を非公募、期間は1年間（H24.4.1～H25.3.31） 平成24年度に指定管理者を非公募、期間は1年間（H25.4.1～H26.3.31） 平成25年度に指定管理者を非公募、期間は1年間（H26.4.1～H27.3.31） 平成26年度に指定管理者を非公募、期間は1年間（H27.4.1～H28.3.31） 平成27年度に指定管理者を公募、期間は5年間（H28.4.1～R3.3.31） 令和2年度に指定管理者を公募、期間は5年間（R3.4.1～R8.3.31）	平成17年度に指定管理者を公募、期間は5年間（H18.4.1～H23.3.31） 平成22年度に指定管理者を公募、期間は5年間（H23.4.1～H28.3.31） 平成27年度に指定管理者を公募、期間は5年間（H28.4.1～R3.3.31） 令和2年度に指定管理者を公募、期間は5年間（R3.4.1～R8.3.31）	
指定管理者 制度選考方針	方針	施設の効用を発揮し、県民へのサービスの向上を図るため、能力ある事業者が幅広く参入できるよう公募する。 サービス提供の継続性と安定性、長期契約による経費削減効果を図る必要があるため、指定管理期間は5年とする。	施設の効用を発揮し、県民へのサービスの向上を図るため、能力ある事業者が幅広く参入できるよう公募する。 サービス提供の継続性と安定性、長期契約による経費削減効果を図る必要があるため、指定管理期間は5年とする。	
	募集方法	公募	公募	
	指定単位	単独	単独	
	指定期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日の5年間	令和8年4月1日～令和13年3月31日の5年間	
	備考		ネーミングライツ募集施設	